

令和元年5月

会社は誰のものか、会社は全社員のもので
(長時間労働から長期間労働へ)

私は経営計画書に、「会社は誰のものか、会社は、全社員のもので。一所懸命頑張
てくれている社員のものです。株主のものではありません。」と書きました。税理士法人は
私が代表ですが、社員税理士が5人なので私の議決権は20%です。3年以内に社員税理
士を7人にします。7人にすると私の議決権は15%以下になり、少数株主に残り、相続税の
評価は私の出資額の300万円になります。純資産がいくつあっても、全社員の会社
になります。4月に(株)古田土経営の株式を役員、幹部に額面で売却しました。私の持株
は7.2%に、議決権で14.4%になりました。以前に50%は無議決権にして社員に売却
(総面)してありましたので持株比率と議決権比率は違います。役員、幹部の株式の
購入代金は、(株)古田土経営が全額負担をして、一切社員には経済的負担をかけ
ないようにしました。その分、配当はしなかったことにしました。私は去年の4月に(株)古田土経営
の代表とグループ全体の代表を飯島社長に託しました。社長になってもらったのに、株式を全部
又は過半数を古田土家で所有していたのでは、社長、役員はオーナーや相続人の独断で役員
を首にしたり、会社を売却されるかわかりません。私は社員に安心と将来への安定のため
に株を売却しました。会社を全社員のものにしました。会社を子供や親族が引き継ぐ場合
は同族で株式を所有するのは当然ですが、社員が社長が選ばれる場合は、中小企業では
所有と経営が分離しているので私はこのように存続にしました。私の経験でも社内から
後継者を出してオーナーやオーナー一族の意向で社長が会社を去るなければならぬ
事例をいくつか見えています。オーナー社長が不祥事を起こし、マスコミにも報道され、社長を
辞任し、株も売却しなければ大手取引先に取引を停止すると言われ、社長を辞任し、高額
な退職金ももらえないながら、株式は手放さず新社長の経営に口をはさみ、これを注意すると
株主総会を閉じて社長を退任させ、私共との顧問契約もなくなったことがありました。
会社が全社員のもので、社員が安心して働けるように、社員の定年を伸ばしました。
現在は、65歳なのですが、70歳としました。そして65歳でも70歳でも選抜できる
ようにし、もし70歳になっても子供が学生なら、今迄と同じ条件で給料賞与が
もらえる会社にしました。経営理念に「一生あなたと家族を守る」とあります。
結婚が遅い人がいます。40代で結婚すると子供が50代で生まれることもあります。「社員と家族
が安心して働ける会社にする」と言っているのだから、言っていることと、やることを一致させました。人によっては
65歳でリタイアしたい人もいるので、また働き方を変えたいと思っている人もいるので65歳定年を
おとしました。また人によっては、むしろ働きたいと思っている人もいます。私のように仕事を
長く続けたい、何をしてもよいかかわりない人もいます。仕事の定義が「レイバー(奴隷)」
とか苦痛ではなく、「働くことが働を楽にする」と、働くことが世のため、人のためになり、社会に
貢献することなので、働くことが楽になり、人が必要とされること、生きている価値となり、
幸せな人生を送ることができると信じている人もいます。また、これから50代で中途入社
してくる人も受け入れるつもりです。定年が70歳なら20年近く働けます。
社員を大切にする経営ができるようにするのは、急成長ではなく安定成長(10%以上成長な
い)を目指し、実現し、自己資本を充実させた(自己資本比率90%超、無借金)がです。資金、
自己資本、売上高(粗利益)のトリプル20億は、売上以外は実現し、売上も末期には
確実に実現します。会社は社員と家族を守り、将来に安心と安定と希望を持って
もらうために利益を出し、内部蓄積しなければならぬと信じています。

古田土 満